

県営山神ダム上流域の産業廃棄物問題と不適正処理対策について

平井 一三

自民党県議団の平井一三です。通告に従いまして、県営山神ダム上流域の産業廃棄物問題と不適正処理対策について質問をいたします。

廃棄物の処理は、コロナ禍における緊急事態宣言下において、多くの事業が自粛要請の対象となる中、生活を支える重要なインフラとして事業の継続が求められるなど、我々が生活し、経済活動を支えていく上で必要不可欠な事業であります。しかし、一部の業者が法律を遵守せず、不適切な処理を行ったことにより、地域住民に不安を与え、廃棄物行政に対する不信感を抱く大きな要因となっております。

私の地元の筑紫野市には多数の産業廃棄物処理業者が操業しておりますが、その中でも不適切な産業廃棄物の処理により問題が生じた業者が存在することも事実であります。私は、このような不適切な処理を行っている業者を許さない、不正は迅速に是正させる、こういう考えの下、平成二十八年九月議会において、不適切な産業廃棄物の処理についてと題して一般質問を行いました。その際に、地元の山家地区にある汚泥処理施設と県営山神ダム上流域にある産業廃棄物処分場に関しては、問題に至った原因及び今後の対応策について質問をしたところであります。

このうち、山家の汚泥処理施設については、悪臭の発生、汚泥の流出といった生活環境保全上の支障が発生するおそれがあることから、平成二十八年に措置命令が出されていたものの、最終的に履行期限までの命令の履行に至らず、平成二十九年二月から、県による行政代執行が行われたところであります。このため、地元の住民の方も安心されたと思えますし、私も一定の評価をするところであります。

一方、山神ダム上流域の産業廃棄物処分場の問題は、平成十一年に硫化水素ガスの発生により、不幸にも三人の貴い命が奪われるという痛ましい事故をきっかけとするものです。県は、死亡事故発生後、学識経験者で構成された事故調査委員会を設置し、事故の原因究明を行う一方で、業者に対して改善指導を行うとともに、事業場内及び周辺環境のモニタリングを実施してきたところであります。平成十七年には行政処分により、全ての処理業の許可を取り消されましたが、その後も県は事業者による改善を指導してこられました。その結果として、最終処分場における汚濁水やガスの発生については、平成十八年から十九年に行われた覆土等の措置の実施により改善が進み、近年は環境モニタリングの結果を見ても、状況は随分改善されてきたと聞いております。しかしながら、山神ダム上流域の産業廃棄物処分場の問題は、先ほど申し上げたように、平成十一年に発生したものであり、二十年以上経過した現在においても課題解消には至っておりません。一般質問を行った当時においては、事業場内には、処理が終了していない廃塗料等の産業廃棄物が大量に残されており、少量ずつしか処理が進まず、また廃塗料については、万が一の流出がないよう、詰め替え措置を実施さ

れているとのことでありました。この処分場の問題については、最終処分場からの汚濁水等の改善と事業場内に大量に残された受託廃棄物の早期処理が重要と考えております。

そこで、平成二十八年に、私が一般質問して以降、この産業廃棄物処分場について、県がどのような取組を行ってこられたか、現在どのような状況なのかについてお伺いをいたします。

このように、産業廃棄物の不適切な処理に起因する問題は、一旦発生すると、解決までに多大な時間を要することになります。したがって、問題を未然に防止する取組が大事であり、私も、これまで法や制度の改善も含めた対応が必要であると訴えてきたところであり、中でも早期発見、早期対応を行うことにより、不適切な処理を改善させるための監視、指導が非常に重要と考えております。

そこで質問ですが、産業廃棄物の不適正処理に対する監視、指導の充実強化を図るため、県としてどのような取組を行ってきたのか、また今後どのような取組を行っていくのかについてお伺いをいたします。以上です。(拍手)

小川 洋 知事

お答えを申し上げます。

山神ダム上流域の産業廃棄物処分場でございます。当該最終処分場に関しましては、これまで毎月水質やガスの環境モニタリングを継続をまいりました。併せて昨年の九月から現状を把握し、安全、安心の確保のため、新たな対策の必要性の有無を判断するため、専門家の意見を踏まえ、覆土状況及び植生について調査を実施してまいりました。

調査の結果でございますが、覆土により廃棄物の飛散流出防止及び雨水の排除機能は保持をされていること、また処分場全体に多くの種類の植物が生育をしており、森林、草地及び湿地と、多様な生物の生息の場として機能していることを、それぞれ確認いたしております。本年の六月には、この専門家会議におきまして、現状において生活環境保全上支障はなく、今後も処分場の安定化が見込まれ、新たな対策を講ずる必要はないと考えられると、その旨の評価をいただいたところであります。

また、御指摘の受託廃棄物でございますが、事業者に対して早期処理完了のため、搬出量を増加するよう、ずっと粘り強く指導してきたところであります。その結果、今年の六月から十月までの搬出量を見ますと、前年同期間と比較しますと、十倍を超えるペースで進んできております。最近の直近の十一月、これを見ますと、さらに搬出量は増加している状況であることを確認いたしております。県といたしましては、引き続き受託廃棄物の適正処理を指導していくとともに、環境モニタリングを継続をしていき、住民の皆様の安全、安心の確保に努めてまいります。

次に、産業廃棄物の不適正処理に対する監視、指導についてお尋ねがございました。産業廃棄物の不適正処理を未然に防ぐためには、その疑いが生じた早い段階での業者に対する指導が必要不可欠であると考えております。このため、最終処分場につきましては、平成二

十五年度からでございますが、全国で初めて安定型最終処分場を対象といたしまして、県独自、県自ら掘削調査を実施をし、不適正処理の早期の発見、早期対応に取り組んできているところでもあります。また、中間処理施設の中でも、繰り返し指導をしている業者や、破碎、選別等の過剰保管に至りやすい業者に対しましては、昨年度から監視指導課、廃棄物対策課、保健福祉環境事務所によります合同での立入検査も実施をしております、的確かつ速やかな行政指導を行うなど、不適正処理の是正に努めてきているところでもあります。さらに、立入検査の効率化及び強化を図るため、平成三十年度に赤外線カメラ搭載ドローンを導入いたしております、廃棄物の量や表面温度を正確かつ迅速に把握することによって、過剰保管への早期対応、また火災の未然防止に努めているところでもあります。今後とも、こうした取組を着実に実施することによりまして、不適正処理を見逃さない監視指導体制を構築していくとともに、その是正に当たりましては、廃棄物処理法に基づくあらゆる手段を講じてまいります。

平井 一三

ただいまの知事の答弁では、山神ダム上流域の産業廃棄物処分場においては安定化が進んで、生活環境保全上の支障もなく、専門家の評価においても、今後新たな対策を講ずる必要はないと見解が得られたということでもあります。

さらに、私が平成二十八年九月議会で指摘した残置された受託廃棄物に関しても、本年六月から搬出が急速に進んでいるということで、二十年以上にわたる、この問題の解消に筋道がついたものと理解をしております。これまでの環境部の皆さんの取組に心より感謝を申し上げます。

しかし、この違法な受託廃棄物については、私が一般質問をした平成二十八年の時点では、ほとんど処理が進んでおらず、当時の搬出スピードでは八十年以上を要する状況でありました。本年六月から十倍を超えるペースで搬出されているということでもありますけれども、私の計算では、それでも、これから五年から六年を要するということとなります。県としての対応の難しさ、これは私も理解をしておりますので、知事に、あと何年で完了しますかと、再質問はいたしませんけれども、二年から三年で搬出が終わるように、今後も県でしっかりと事業者を指導し、より早期の解消に努めていただくよう要望をいたします。

また、県で実施されておりますモニタリングにつきましては、地元住民の皆さんの強い関心があります。この処分場の問題が解消し、市民の皆さんが安心できるようになるまで継続していただくことを要望いたしまして、質問を終わります。